

第5回 練馬区における地上部街路に関する話し合いの会

平成 23 年 6 月 27 日 19:00~21:00

練馬区勤労福祉会館

1 階 集会室

構成員出席者 25 名

(構成員数 29 名)

1 開会

事務局： お待たせをいたしました。これから、練馬区における地上部街路に関する話し合いの会を開会いたします。

本日は、夜分、お忙しいところをご出席くださりましてありがとうございます。事務局を担当いたします、東京都の村瀬と申します。よろしくお願いたします。

初めに注意事項を申し上げます。携帯電話は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

会議中は、進行の妨げとなりますので、私語、拍手などはご遠慮いただきますようお願いいたします。

会議中の撮影につきましても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

報道関係のカメラ撮影につきましては、この後、資料確認が終わるまでとさせていただきます。

本日の話し合いの会では、議事録を作成するために録音を行っております。発言の際には、挙手をしていただき、司会者からの指名の後で、マイクを使って発言してくださいますようお願いいたします。

本日の終了時間は、午後 9 時とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。封筒の中に資料がございますので、ご確認をお願いします。封筒の中にございますのが、本日の次第、それから右上に資料番号が書いてありますが、資料 5-1 から 5-5 までと 5 種類でございます。それと、右上に「参考資料」と書いてある資料が 1 枚でございます。

あと、封筒の中ではないのですが、机の上に配付させていただきましたが、二つ折りの A3 の紙で、本日の進め方という紙もお配りしております。

次に、資料の訂正につきましてご報告いたします。資料 5-5 につきましては、事前に送付したものに誤りがございまして、本日、ここで配付したもののほうが修正をしたものでございます。差し替えをお願いいたします。

また、資料の送付が直前になってしまいまして、大変遅くなりました。申し訳ございませんでした。

もし資料が不足している場合には、お近くの担当者にお知らせください。

続きまして、構成員の異動につきましてご報告いたします。資料5-1が新しい構成員名簿となっております。今回代わられた方につきましては、お名前のところに着色をさせていただきました。

まず、町会・商店会等のうち、東大泉二丁目町会の見米会長の後任といたしまして、加藤会長が参加されます。本日は、代理として依田様に出席していただいております。

次に、大泉町二丁目町会の鐘ヶ江会長の後任といたしまして、新しく国分会長に参加していただくことになりました。

続いて国土交通省でございますが、東京外かく環状国道事務所の森建設監督官の後任といたしまして、中澤建設監督官が参加いたします。

最後に東京都でございますが、外かく環状道路担当課長の土屋と課長補佐の香月が4月で異動いたしまして、後任といたしまして、外かく環状道路担当課長の小口並びに課長補佐の谷本がこれから参加いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、報道関係のカメラ撮影につきましては、ここで終了とさせていただきます。

ここからの進行につきましては、司会者の伊藤さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

司会： こんばんは。伊藤でございます。前回からもう随分時間がたってしましまして、前ははまだ大震災の前だったのではないかと思いますので、3カ月以上もあいてしましまして、忘れられているかもしれませんが、伊藤でございます。

一応、今日は5回目ということで、今までずっと、説明が随分長くてなかなか議論ができないという声も伺っておりまして、今回と次と、またプラスアルファがあるかもしれませんが、議論を中心に山場になってきているのかなというふうに理解しております。

今日なんですけれども、先ほど進め方という資料の、袋に入っていないA3判というのがありましたが、これは僕のほうからの提案でありまして、今日、どういうふうに進めるかを、今、簡単にご説明しまして、それでよければそういうふうにしていただきますし、いや、そうじゃなくて全体で議論したいんだということであれば、言っていれば、別にこれで何が何でもやるということではありませぬので、また変えたいと思います。

趣旨は、今までも、2回目以降、こんなふうにちょっとテーブルに分かれて座っていただいたんですが、やり方としては、全体にご説明をして、全体で質問いただいて、全体に答えるというような、そんなことをやっていたけれども、非常に限られた時間でたくさんの方にもっと集中して議論をしていただく必要があるかなというふうにちょっと思いまして、今回の提案は、今、たまたま4つのテーブルにいつものように座っていただいておりますが、ちょっとテーマをテーブルで分けて、席を移動していただいて、似たような問題関心のある方に集まっていたら、その問題について洗い出していただくと、こんなようなことをしてはどうかなという提案です。ちょっと流れに沿ってご説明しますと、

この後、ステップ2では前回議事録の説明とか、ご意見カードについての説明があります。

ステップ3では、ちょっと補足の外環の2のシミュレーションデータについての説明と、あと、今日は、地上部の外環の2を廃止する場合の代替機能ということについて、最終ですが、これをちょっと、今日また説明がありますけれども、20分ぐらいですが、説明をさせていただきます。

その後、もしよければ、このテーブルごとにテーマを3つ——今、4つになっていますけれども、3つのテーブルに分かれていただこうかなと思って考えております。

第1テーブルは、どちらかといえば、外環の2の道路をつくったほうが良いというふうに思われている方——といっても、ここで、そのテーブルに行って話したいということであって、ご自身がそうすべきだということでもいいし、あるいはまだ決めていないという方であっても、あるいは反対の考えであっても、そのテーブルで議論したいというところに移っていただくという意味なんですけれども、どちらかといえば、道路をつくったほうがよいと思うというふうな場合の方は、テーブル1。これは、40m幅で都市計画道路が残っておりますが、縮小してつくるという考えの方も第1テーブルに集まっていただいて話していただく。

第2テーブルは、どちらかといえば、今日ご説明する代替案を採用して、道路はつukらないほうが良いというふうなテーマで話し合ってください。

第3テーブルは、まだどちらか決められない、あるいはどちらの意見でもないという方は、第3のテーブルで集まっていただいて話し合ってください。

これは、ここで何かを決めるわけではありませので、どちらかというと、あまりどこかのテーブルに人が偏っちゃっても問題が洗い出せませので、どちらでもいいかなと思う方は人数のバランスを見てちょっと移動していただくとうがたいということです。

それで、各テーブルの論点というか、検討の内容というのは、第1テーブルは、道路が必要と考える理由や必要な道路幅員の構成とか必要な機能などについて中心にいろいろ意見出ししていただく。

第2テーブルは、道路が必要ないと考える理由、代替機能に対する質問や提案ということ。

第3テーブルは、決められない理由——難しいですけど。あるいは、全く新しい考え方の提案というようなことも考えていただく。

それぞれについて、道路そのものだけというわけではなくて、その場合の周辺のまちづくりということについても議論していただけたらいいかなと思っております。

途中で、ほかのテーブルへ行ってもちょっと意見を言いたいなというような場合は、途中でテーブルを少し移動していただいても結構だという時間を設けようかなと思っております。

最後にステップ6で、あまり時間はたくさんないんですけれども、議

論していただく時間は45分とかそのぐらいですが、最後に、それぞれのグループのテーブルではどんな意見が出たかというのを簡単にご報告いただいて、今日の会はそこまで時間と。出たものについて、次回、論点整理をして、また全体で議論していくというようなことにしたらどうかというの、僕の今日の提案であります。

そんなふうに、テーブルでテーマを分けて、今日議論してよろしいかどうかですね。ちょっと反対であるという方は、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょう。

はい。

構成員A： 司会者の伊藤さんには申しわけないんですが、私たち、前回のときは3月3日でした。それから11日に大災害ですね。本当に人類史上というか、地球始まって以来というぐらいの大災害が起きたわけです。私も、実は百か日法要のときですから18日に三陸へ行ってきました。三陸と、若林とか亘理町ですか、その辺も歩いてきたんですよ。そういうところへ行ってみますと、本当にこういうことを東京でやっていた方がいいのかという、そういう不毛のような感じがしたんですよ。

ですから、せつかくですから、私は、いい機会ではないんですが、この機会に、道路ということ、あるいは私たちが生きていく上で何が必要で、そんなに贅沢をしなくても生きていけるという範囲内、あるいはみんな納税者ですから、いずれにしても自分のお金で生活を、こういうことも、道路もつくるわけですし、支援もしていくわけですね。私、そんなことをこの会で、1人2～3分でもいいですから、30人ですから、とっていただけたらいいなと思うんですよ。せつかくのことですので。こういうことはないと思いますので。皆さん、どうでしょうか。

司会： はい。

構成員B： 構成員Bです。私は、伊藤先生の進め方でいいと思います。というのは、5回目ですか、あと1回で終わるらしいですけど。

司会： 予定はですね。

構成員B： 予定はね。

このプロジェクトについて、いろいろな意見を出し合いましょうという話で私も言われて来ています。ずっと4回続けて、今日はどうなるかわかりませんが、あと1回。

今、地震を受けて、原点に戻ってどういう話を——2～3分ずつ、私は全く無意味だと思います。人の考えが2～3分で、これだけの大きな問題を抱えたときに出せないと思いますよ。

というよりは、もうそろそろまとめにかかってもらっていいと思います。確かにグループの1、2、3、それでどうなるかわかりませんが、どのみち、これについては反対の人は反対でしょう。それから、前回、私は「賛成」と言いましたけど、賛成の中で、じゃあ、どういう形態でまとめていったらいいのと、私はそういう意味で最初から入っていますからね。これを2～3分ずつ皆さんでしゃべって、それで終わりというのは、進め方が私にはどうも解せないですね。

以上です。

司会： すみません、構成員Aさんのご提案は非常に貴重なご提案だというふうに僕も思いますけれども、ここでやるのが適切かどうかと。そういうことを、もっとほかの場でやる必要はあるとは思いますが。

あと、もしここでしていただくとしたら、第3のグループのところでもそういうことを議論していただいても結構なんですけれども、一応、今の方のご意見もありましたが、つくらないと考える方、あるいはつくるにしてもどうやってつくるかと考える方、ちょっと意見の洗い出しをこの段階ではしておきたいなという。そう何度も先に延ばしていいことでもありませんので、していただきたいと僕は思うんですが。

構成員A： こんなことを言っていたらいけないんですけど、すみません。

石原都知事は、所信表明でおっしゃっていました。11月に防災の新しい指針を出すとおっしゃったんですよ。ですけど、結局、もし6回、もう1回といたら、その前に終わりますよね。今、古い防災のことでやっているわけですよ。皆さんからの資料というのは、新しい指針というのは、私たち、見ないで終わってしまう。それでいいんでしょうか。

司会： 増やしてもいいですよ。

構成員A： 増やしていいかどうかは、それはまた皆さんからお聞きしなきゃならないわけで。今、このことに対して私は言っているので、増やすなら増やすでいいんですけども、やはりこういう震災のときに皆さんはどう思うのかということですよ。東京だって、直下型、4つぐらい言われていますよね。仙台の方も言っていましたよ。「東京の方は、きちんとやってもらわないと経済が回りませんよ。もっと大変なことが起こりますよ」と言っていました。

防災というのは、例えば自然災害の場合は、防災なんか恐らくできないと思います。やっぱり減災しかないと思うんですよ。そうすると、今まで私たちが4回やってきたのは、ほとんどこれ、防災とかそういうことが多いわけですよ。区長も言っていましたけれども、「防災のためにこの道路が必要なんだ」と簡単に答弁していましたけど、それでいいのかなと。防災なんてそんな簡単にできるわけがなかったわけですよ、今回の震災で。結局、一番大事だったのは、個人の意識と近隣のコミュニケーションだったわけですよ。どんなにすごい堤防をつくったってダメだったわけじゃないですか。やっぱり、私たちは、道路をつくれれば防災になるのか、そういうことも考えないと、新しい指針を見てそれからやっただけいいと思うんですけどね。どちらにしても、この会では結論が出ないわけですから。

司会： 分かれてそういう議論をしていただいても結構で、できると思うんですが、それを全体でやったほうがよいというご意見ですね。

構成員A： いや、皆さんの考えを聞きたいから、私は「全体」と言っただけのことです。

司会： はい、じゃあ、先にそちら。

構成員C： 構成員Cです。

分かれてやるのも全く否定はしません。ただ、どうしてもそれ以前につくる、つくらないはひとまず置いておいて、今度の東日本大震災でい

ろいろなことが起きて、東京都にも関係があると思う、この練馬区にも関係があると思うことを、国・都・練馬区のそれぞれの担当の方に、それを始める前に伺いたいことがどうしてもあるんですね。それを聞いてから、どこへ入るか決めたいと私は思っています。

司会： グループで議論をするにしても。

構成員C： ええ。

司会： どなたに聞きますか。

構成員C： ですから、どこが答えてくれるのかわからないけど、区長は練馬区報で、今、おっしゃったように、もう道路をつくる、決定しているような文章にここにはなっていますよね。だけど、そんなことは何も決まっていなわけでしょう、はっきり言って。だけど、それはそれでまづ置いておいて、区長がいいかげんなことを言っているんだろうと思うんだけどね。どうしても聞きたいことがあるんですけど。

司会： そちらが先でもいいですか。

はい。

構成員D： 元関町一丁目町会の構成員Dと申します。

最初にちょっと意見がありますが、今日おいでになっている傍聴者の意見を公表してほしいということを傍聴者の方が言っております。武蔵野でもそういうふうになったそうです。それは、お願いしておきます。

それから、私からの意見なんですが、このたびの3月11日の東日本大地震が起きたわけですが、大津波と大変な被災者が出たわけです。被害も出ました。岩手、宮城、福島、茨城、千葉など、大変な被害を受けております。

このたびの大震災の被害総額と申しますか、これが6月24日に内閣府、これは政府のほうで被害総額の試算というものを行いましてね、それで被害額を発表しました。それによると、全体で大体16兆9千億。これは、地震と津波の被害です。これには、福島原発の被害額が入っておりません。本当の津波と地震の被害が16兆9千億。これは、内閣府で調査した内容です。それに福島原発の被害額を入れたら、気が遠くなるほどの数字になってきます。これだけの被害が、今、出ているわけです。

それで、もう少し細かく言うと、建物の被害は10兆4千億、河川・道路・社会基盤施設被害は2兆2千億、また農林水産関係の被害額は1兆9千億。また、水道・ガス等の施設の被害は1兆3千億。合計で16兆9千億円となっております。これに、今言った福島原発の被害と申したら大変なことです。東電のほうでも、昨日かな、今日のテレビで聞いていますと、株主総会をやって検討するというようなことを言っています。

今、こういうふうなことが起きて、東京にも、この間、テレビでやっていたんですが、立川断層と申しますか、それが走っているわけですね。ですから、外環道とかのところまで延びてきていると思うんです。地下40mのところ、もし大きな地震が起きて地盤が盛り上がり下がりたりした場合に、高速で走っている車はどういう状況になりますかね。大変な犠牲が出ると申します。ですから、計画としてももう1回見直したほうがいいんじゃないかと、そういう声がありますね。やっぱり、新し

く考え直したほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。私の意見としては、そういうような意見を持っております。

以上です。

司会： 発言をされますか。

都： 今、国とか東京都ということで、どういうふうに考えているのかというようにお話がありましたので、東京都として、今、こういうことを考えていますということをお話しさせていただこうかなと思うんですけど、どうでしょうか。

司会： そうですか。何か聞いておきたいことがあるというのは、何か質問してから答えるんじゃないかと。

構成員C： それは、私が思っていることですから、多分、とんちんかんな話になると思う。

都： じゃあ、逆に質問をいただいてからのほうがよろしいかと。

司会： 質問が出れば。

はい、じゃあ、こちら、どうぞ。

構成員E： すみません、今、構成員Dさんが傍聴席のことから皆さんに話していただきたいということをおっしゃったんですけど、どういうことかといいますと、武蔵野と杉並の話し合いがあったときに、実は、PI委員の方が町会長さんだったとしますよね。そうすると、PI委員の方に出席を1つと。それから、町会長さんに代理を1名というふうに2名出たんですよ。ところが、練馬にも須山会長、それからもう1人、上石神井の湯山さんがいるんですけども、練馬は、その代理がなかったと。そのことをどうしてかというわけで、ちょっとこういう出席のことになっちゃって申しわけないんですけど、今、構成員Dさんが話したのはそういうことなんです。それを、今日、どなたかにちょっと説明していただきたいと、そういうことなんです。

司会： そうですか。PIですか。

構成員E： PIです。

司会： PIって何でしたっけ。

構成員E： 東京都でずっとやっていた、外環の会議の、そのPI委員の方なんですけどね。

司会： それを、今、何でしたっけ、質問は。

構成員E： その方が、例えばこの会議がありますよね。

司会： はい。

構成員E： 杉並と武蔵野は、例えば町会長は、出る方は決まりますよね。町会長の方、出てくださいと。その町会長さんが、役職がPIとかぶっていた場合。そうすると、町会長がまずPIにお名前を出ていただいて、町会長の代理をもう1人立てると。

司会： パブリック・インボルブメントのことですね。

構成員E： そういうことです。それで2名になるんですけども、練馬区の場合は、結局、PIと町会長がかぶって1名という。それは、どういうわけかなという趣旨です。それが出まして。

司会： それはどうしてかということ、ちょっと答えてもらいたいと。

- 構成員E： ええ。それを答えていただきたいと。
- 司会： はい。それは、答えられますでしょうかね。
- はい、すみません、小口さん。
- 都： すみません、その件につきましては、この会が終わった後に、ご質問を以前から受けておりましたのでお答えしようかと思っておったんですが、話し合いの会で議論しろということであれば、ご説明をさせていただきます。
- まず練馬区の場合は、PI 委員と町会の代表の方、また商店会の代表の方がたまたま重複していたというところがございます。私どもも、人数的なこともあるんですが、重複していても、別に立場が違って意見を言うということじゃなくて、話し合いの会の議論を深める意味でも、両方の立場で、ご参加いただければ非常に助かるなといったところをお願いをしました。
- そういったところで、快くお引き受けをいただいたというところがございます。今、たまたま重複してご参加いただいているといったところでございます。
- 司会： よろしいですか。
- 構成員E： ちょっとわからない。
- 司会： ちょっと、僕もよくわからない。
- 構成員E： ほかの区は……。
- 司会： 後でまた、詳しく説明をさせていただくと。
- それで、未曾有の震災があり、今までと同じように議論しているのかというご指摘も確かにあろうかと思いますが、3テーブルは、むしろそういうことも含めて議論していただいたらいいと思うんですね。それをまた問題提起していただいて、次回とか、増やしたら、そのときにまたやっていただくということは、全体で議論するのは構わないんですが、1を議論したい方もいるんじゃないかと思うんですね。その辺を、ちょっといろんな考えを出していただくというのを今日したらどうかなと思って、少し考えの近い方同士でいろいろ議論したほうが、いろいろな発言が出やすいかなというふうに思ったんですが、グループで分かれてやってもいいという方のご意見がありますか。先ほど1人ありましたけれども。あるいは、今のように全体でこのように議論をしていったほうがいいですか。
- どうぞ。
- 構成員F： 私は、上石神井商店街の構成員Fといたします。
- 冒頭から、進行役というんでしょうか、伊藤さんが、テーブルごとの議論のかみ合うような方法をどうですかと会場に諮ったわけですよね。ところが、それに対する議論がなく、もう30分たつんですが何もないんですね。一方的な議論だけ出していても不毛の議論でございますね、冒頭から提案したことに対する意見というのが出ないで、議論のかみ合わないほうに行っているように私は思います。
- 私自身としては、数少ない出席でございますけど、大変いい提案だと思っております。

司会： この提案で。

構成員F： はい。
以上です。

構成員C： 条件つき賛成ですからね。僕は、やることは。だから、その条件さえ
のんでいただければいい。

司会： はい。
いかがでしょうか。もう時間が随分たっちゃったので終わりまではい
かないかもしれないんですけど、また次回に引き続き残った部分をやっ
ていこうとは思いますが、一度、そういうふうに分けてやらせていた
だくわけにはいかないでしょうか。当然、全体で議論をしないというわ
けではありませんので、全体の議論も、そこで出たものをまた踏まえて、
重要なものを全体で議論していくという、そんなふうにできればさせ
ていただきたいと思うんですが。

構成員A： この各テーブルの議事録はどうなるんですか。その3つ分けた議事録
は。

司会： 基本は、またちゃんとここで、お嫌いかもしれませんが、付せん紙が
ありますので。しかも、今回、事務局が1人ずつ付きますので、これに
書き取らせていただきます。各テーブルの記録については、一字一句テ
ープで録るのではなくて、そこで書き残したものを記録にさせていただきます
というつもりです。
一応、こういうふうに録音機がありますから、録っていないわけでは
ないんですけども、各グループでの発言を全部記録していくと膨大な
量になりますので。

構成員C： それじゃ、先に聞けませんか。もし、そういうふうにするなら、僕が
聞きたいということを言わせてもらう……。

司会： やるならというか、やると決めてからでいいですよ。

構成員C： いいです、いいです。

司会： それでは、どうしてもだめだという方がありましたらちょっと発言い
ただいて、そうでなければ、ちょっと試しにやってみるということによ
ければ進みたいんですが。
構成員Aさん、いかがでしょう。

構成員A： よろしいですよ。ただし、きちんと書いていただかないと困りますよ
ね。私たち、自分のいたところはわかるけれども、ほかの人が何をおっ
しゃったのか。

司会： そうです、そうです。それは、ちゃんと記録をいたします。
では、ちょっとスタートが遅くなりましたが、一応、こんなふうに進
めさせていただいて、今日は、時間内いっぱい、やれるところまでやっ
て、次回、また続きをやると。足りなければ、また回数を増やすとい
うことで進めさせていただければと思います。

2 前回の議事録の確認等について

司会： それでは、まずはちょっと説明がありますので、議事録の確認からお願いします。

事務局： まず、議事録の確認をさせていただきます。資料5-2でございますが、こちら、事前にお送りをいたしまして、修正があれば、それを反映させた形で本日まとめてございますので、この形であれば公表したいと考えておりますので、まずご確認をお願いいたします。

続いて、一緒に資料5-3でございますが、こちらは、前回、ご意見カードにご記入いただいたご意見と、それに対する都の考え方、回答ということでまとめたものでございますので、こちらもお覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

司会： 大分はしよって中身の説明が省略されちゃっておりますが、特にご意見カードのこととかの、この5-3の資料等につきまして、何かご意見、ご質問がありましたら。

(意見なし)

司会： よろしいでしょうかね。前半で少し時間を食っておりますので、先に進めたいと思います。

構成員C： ちょっと、僕の質問に答えてもらえないんですか。

司会： はい、はい。説明の後じゃまずいですかね。今がいいですか。

構成員C： 今がいいです。

司会： じゃあ、どうぞ。

構成員C： どこへ参加するか決めたい。わかりますか、言っている意味が。

司会： はい。

構成員C： 今回の東北地方大災害で、千葉県も大きな被害を受けましたよね。いわゆる液状化現象が起きて、聞くところによると、海岸部だけでなく、かなり奥に引っ込んだ、いわゆる東京都に近いようなところで、明治の初めか江戸の終わりごろに山を削って池だか沼を埋め立てたところがあって、やはりそこが液状化現象が起きたそうです。ですから、100年から経っているわけですけど、そういうことが起きて何軒か災害に遭っているようです。

お聞きしたいのは、今回のこの外環の、特に2ですね。1も問題があるかもしれないけど。2の地上部のそういう埋立地があるのか、全く調べていないのか、その辺を明確にお答えいただきたい。よろしくをお願いします。

司会： 東京都でよろしいでしょうかね。

構成員C： ですから、区でも都でも。

司会： 区と都で両方。

構成員C： 国でもいいです。どこかわかればいいです。知らなければ「知らない」とはっきり、それぞれに答えてほしいんです。

- 司会： わかりました。じゃあ、まず都のほうから。
- 都： 埋め立ての場所があったかどうかというご質問だったと思うんですが、大変申しわけございません、そこまでは正確には把握してございません。現実的に海だった場所ということではないかと思いますが、川のところの部分埋め立てたとか、そういったところは現実にはまだ調べてございません。
- 構成員C： 池とか沼とか。
- 都： 池とかもありますよね。沼とかもありますよね。そういったことも含めると、全体的なものは把握してございません。
- 司会： 区のほうは、どなたか。どなたがよろしいですか。
- 区： 練馬の交通企画課長の長尾でございます。
埋め立ての状況等については、恐らく、国が、今、外環の事業に対してさまざま地質調査等をやられているので、そういったデータの中では一定の結果が出ているので、後ほどまた個別にご説明をいただいたほうがいいのかと思います。
それから、先ほど構成員Cさんが言われた、区として防災等について、今回の震災を受けてどう考えているのかと。
- 構成員C： そこまではいいです。要するに、そういうところがあるかどうか、知っているかどうかということ。知っていれば教えてほしいということです。
- 区： 基本的には、埋め立てというものは無いというふうに考えていますけど。ちょっと細かくは地層のデータを見ないとわからないので。
- 構成員C： わかってないわけね。
- 区： はい。
- 司会： いいですか。
- 構成員C： うん。国。
- 国： 先ほどご紹介があったように、地質調査等、ボーリング調査等は国のほうでも実施しておりますが、個別に、例えばどこの地点で小さな池があったとか、川があったとか、埋立地であったというところについては把握しきれていない部分がありますので、今後、何か問題があるようでしたら、用地が確保されたのち、必要に応じて、そういったものは確認をしないとイケないのかなとは思っています。
- 構成員C： よろしいですか。家康が江戸へ来たときに、ご存知の方も多いかもしれませんが、日比谷の交差点のあたりは海だったんですよね。あそこは埋め立てをやっているんです。ですから、そういうことが、これは公になっている話で、いろいろな歴史の本を見ればよくわかるんですけど。ただ、そう言っちゃ問題があるかもしれないけど、昔はあまり人が多く住んでいなかっただろうと思うので、認識されていないことがいっぱいあると思うので、それでお伺いしたんです。わからなきやわからないで結構です。ただ、これによってどこへ参加するかを決めたかったということでございます。ありがとうございます。
- 司会： また、調べろということであれば、ご意見カード等にご書いていただければと思います。

構成員C： もちろん調べてください。なしのつぶてじゃ困ります。
司会： 先ほどの前回の議事録なんですけれども、よろしければ、これで公表させていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3 地域の必要性（整備効果）のデータ（追加）について

司会： それでは、次は、地域の必要性、（整備効果）のデータの追加ということで、第3回で東京都のほうから説明があった外環の2の必要性に関するデータについて、追加の資料というのが今日出されておりますので、簡単に説明をお願いします。

都： それでは、資料に基づきまして東京都からご説明をさせていただきます。失礼ながら、着席をいたしまして説明させていただきます。

資料は、今日配付させていただきました資料5-4、地上部街路の必要性のデータ（交通シミュレーション）についてをご覧いただきたいと思います。

本来、こちらの資料ですが、昨年11月の時点で、必要性のデータにつきまして幾つか説明をさせていただきました。そのときに、本来、説明するということだったんですが、データ処理等の関係で遅れましたので、この場をお借りしまして改めてお詫び申し上げます。

それでは、この資料について説明をさせていただきます。まずこの資料でございますが、交通量調査をもとに、シミュレーションを使って、平成32年時点の予測した結果を示してございます。1時間当たりの車の台数を表示しているのがこちらの図でございます。主だったところを概要を説明させていただきますと、まず石神井中学校の北側ですが、こちらの地上部街路の整備がなされない場合は293台。それから地上部街路が整備された場合、146台ということで、割合にしまして50%ほど減少するというふうにとらえております。

それから、上石神井小学校付近におきましても、地上部街路の整備をなしとした場合には120台。地上部街路が整備された場合は26台ということで、78%の減少傾向が見られるのではないかとという資料でございます。

これは、大きく言いますと地上部街路が整備された場合なんですけど、こうした生活道路に流入しております通過交通、こういったものが地上部街路のほうに転換していくというのでしょうか、そちらのほうに流れていくということで、生活道路の交通量の減少が図られるというようなことが言えるのかなど。これは、このまま申し上げると、「身近な道路の安全性の向上」といったものも期待できるのかなというふうなことを、端的に申し上げることができるというところでございます。

交通シミュレーションにつきましてのデータの説明につきましては、以上でございます。

司会： ここでは5つの地点のグラフが載っていますが、今、2つ、左上の上石神井小学校付近と下の中央の石神井中学校北側付近ということが説明

されました。これについて何かご質問がありましたら、よろしいでしょうかね。

(意見なし)

司会： では、後ほどまた何かありましたら、グループ討議の中でも結構ですので、説明に上がります。

4 地上部街路のあり方等について

司会： そうしましたら、次に、地上部街路のあり方等についてということで、外環の2を廃止する場合ですね。今回のこの討議は、外環の2を予定通り40m幅でつくるのか、幅を縮小したりしてつくるのか、廃止をするのかという3つの場合について検討しますということだったんですが、廃止する場合の代替機能ということで、ただ廃止するというのではなくて、こういう条件があれば廃止もあり得るのではないかといった説明になると思いますが、この資料の説明をお願いいたします。

都： それでは、続きまして東京都のほうから、この資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

改めまして、失礼ながら、また着席をして説明をさせていただきます。

資料ですが、お配りいたしました資料5-5、地上部街路の代替機能に関する検討(練馬区版)ということで、こちらのほうをご覧いただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

まず表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思えます。ここには、環境の代替機能についての説明でございます。まず、地上部街路を整備した場合なんですが、これは、従前、ご説明させていただきましたが、約6.9haの緑地が創出されることとなります。それと、石神井公園であるとか、あるいは善福寺公園、こういった大規模な緑地を結ぶ場所に位置しておりますことから、東京都が現在進めております「グリーンロードネットワーク」、緑のネットワークという言い方をしてもよろしいかと思えますが、こういったものの形成にも寄与するということが期待されております。

検討の視点でございますが、緑の創出による地域環境の保全のために、地上部街路の整備によって創出できる緑地面積と同等の面積を確保するには、こういった形が望ましいかというふうな視点で検討をいたしました。

そうした視点にのっとりて検討いたしました結果、右側の代替案、こちらのほうをご覧いただきたいのですが、緑のネットワークを形成するために必要な代替ルートを設定いたしまして、そのルート上、この現道に緑地帯であるとか植樹帯であるとか、こういったものを整備した場合、こういった形になるのかといったことを代替案としてご提示し

たいというふうを考えております。

ちょっとページが飛びますが、一番後ろについております代替ルート案という、これは地図になっておりますけれども、こちらのほうもちょっと見ながらご説明をさせていただきたいと思っております。この地図の中で、赤い太字で示しておりますが、こちらを代替ルートというふうにとらえております。ここは、現道の幅員はまちまちでございまして、細いところは 6.5m から。あるいは、広いところは 12m ぐらいまで、いろいろな幅員の道路によって形成されている代替ルートでございます。

こちらに、その 6.9ha の緑地帯を創出するとした場合なんですが、当然、これは現道を拡幅して、緑地帯あるいは植樹帯を整備せざるを得ないというふうを考えてございまして、当然ながら、これに伴う用地買収であるとか、住戸の立ち退きといったことが必要になってくるというふうを考えております。

それと、この代替ルートに緑地帯を形成するに当たりましては、単純にここは緑のネットワークの形成というふうな検討の視点でつくっておりますので、それ以外の、例えばですが、交通機能等の抱える課題などについては、これによって解決できるというものではございませんので、未解決のまま残ってしまうといった課題が残ります。

そして、今、申し上げましたとおり、10 ページにあります赤い太線のルート、こちらに 6.9ha の植樹帯、緑地帯を設けるとした場合、この 1 ページの一番下の部分にございますが、仮にですけれども、現道の幅員が 8 m の道路、ここに緑地帯を整備するとした場合には、こうした両側に 11m の緑地帯を設けざるを得ないというようなことが考えられます。

こちらが、環境の代替機能といったことになります。

通しで 1 回説明をさせていただきますが、次のページ、2 ページ目をご覧くださいと思います。こちらは、防災の代替機能ということでございます。防災の代替機能としまして、検討の視点としましては、延焼遮断帯の形成、それから消防活動困難区域の解消といった視点で検討させていただきました。こうした視点で検討した代替案でございますが、こちらの表にあります通り、延焼遮断帯を構成する代替ルートを設定いたしまして、ルート上の現道を必要幅に拡幅すると。

この延焼遮断帯を構成する必要な幅員というのはどういうものかということなんですが、この 2 ページ目の下のところ、代替案の例のところを見ていただきたいと思います。ここに案①、案②とあります。道路断面、道路の幅員を 27m 以上で整備した場合、それから 11m 以上 16 m 未満で整備した場合、この場合には、沿道の 30m の建物、これを不燃化率としては 80% 以上確保しなくてはならないということになります。こういった形で、延焼遮断帯の確保がなされるという代替案の例でございます。

それから 3 ページ目に移りまして、こちらは、もう一つの検討の視点でございます消防活動困難区域の解消範囲といったものを形成しております。この消防活動困難区域の解消でございますが、この絵で言いますと、水色の地上部街路、濃い青というんでしょうか、消防活動困難区域

といたしますのは、この街路から 280mの範囲というふうに定義をしております、水色の点線ですね、これが代替ルートということになります。

仮に、この代替ルートから 280mの範囲を消防活動困難区域とした場合に、これの解消される範囲がどの程度かということになりますが、それが、この右側にあります凡例と、その下にあります解消区域の面積ということになります。①から③ということで、解消される区域と面積を記してございます。

結論から申し上げますと、地上部街路を整備した場合、この付近にあります 23.4ha、ここに困難区域というふうに書いてありますけれども、消防活動困難区域のうち約 9 ha を解消ということで、これを 27mに拡幅した場合には、消防活動困難区域は約 1.1ha の解消ということになります。

同様に、先ほど申しましたとおり、11m以上、それから 16m未満で拡幅をした場合なんです、これはあわせて沿道 30m範囲の建築物の不燃化、これを 80%確保したとした場合、得られる効果。これは、かなり時間を要するというように思います。

といたしますのは、当然、この沿道 30mの建物の不燃化といたしますのは、お住まいになっている方々のご協力のもとに行うということになりますので、当然、住宅等を耐火構造にしたり、あるいは準耐火構造に建て替えにする費用であるとか、あるいはさまざまな建て替えに伴う制約などもございます。

ですから、こういった防火地域の指定等を行う不燃化を進めても、個々の建て替えを待たなくてはいけないというふうな状況が発生いたします。ですから、効果が得られるまではやはり多くの時間を要するのかなというふうに考えられます。

それから、当然、新たな用地の買収なども発生しますので、消防活動困難区域の解消については時間もかかるし、かなり効果の期待は薄いのかなというふうに考えております。

それでは、続きまして 4 ページをご覧くださいまして、交通の代替機能についてご説明をさせていただきます。

現在、地上部街路の想定交通量、これは日量 1 万から 1 万 8,000 台というふうに想定をしております、これは南北方向の自動車交通を支える非常に重要な役割を持っているというふうに我々は考えております。

また、幹線道路といたしまして通過交通を処理する、そういった重要な機能も担うことというふうに考えられますので、ここで地上部街路ができるということであれば、これは当然、通過交通をかなり排除することにもなりますし、また生活道路への影響も非常に、流入量を排除できるという効果があるのかなと。

ということもありまして、検討の視点としましては、周辺道路の円滑な交通処理の実現が図られるということで、代替案を策定しております。

代替案としましては、地上部街路の想定交通量を、現道の拡幅によって誘導して解消を図るといった代替案を示してございます。

これは代替案の枠の中にも入っておりますが、仮に地上部街路の交通

量が代替ルートにすべて流入したとすると、交通量そのものは約2万3,000台から2万4,000台程度の車が走行するということになるのかなというふうに考えておまして、当然のことながら、この代替ルートには、その交通量に見合う幅員の拡幅が必要になってくるというふうに考えております。

こちらの代替ルートも、先ほど申し上げましたが、一番最後の10ページにありますとおり、代替ルート案は赤線ですね。こちらに整備をした場合に、どのぐらいの幅員が必要になるかということです。こちらに示しておりますのは、現況の道路幅、これは車道部で約7mの歩道のない区間。これを、先ほど申し上げた、すべて代替ルートに交通量が流入したとした場合の幅員イメージということで、これは同時に歩道なども整備したとする場合、どのぐらいの幅になるのかなということで、車道としましては約19m車線が1つずつ増えます。それから幅員は、全体で30mというふうな幅員構成が必要になるのかなということになります。

それと、この幅員等から勘案しまして、現道を拡幅するということになりますので、約6.7haの用地買収は必要になってくると。

それと、これは現道での拡幅工事ということもありますので、当然ながら交通渋滞の発生なども懸念されますし、ここでは、今、交通量として代替ルートを見越している訳なんですけど、緑地面積と、それとこの交通量を確保するための拡幅と両方が増えていくということになりますから、当然、さらに多くの買収が必要になってくるのかなというふうに考えております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは暮らしの代替機能ということになりますが、これは皆さん言わずもがなの話ですが、ここで、今、ご議論いただいております地上部街路の周辺の鉄道ですけれども、これは東西方向には複数の鉄道路線がございます。ただし、今後、仮に地上部街路が整備されたとした場合、その地上部街路にある程度バスなども運行がされるということで、区内の公共交通空白地域といったものが非常に解消されて、そういうことによって、この地域における移動といったものが、非常に快適な移動ができるのではないかなということで、検討の視点としましては、公共交通空白地域の解消というふうに考えております。

ここで、公共交通空白地域とは一体何かというご説明を改めてしておく必要があると思っておりますが、これは、駅から800m以上、それからバス停、これは30分に1便以上運行しているというようなバス停から300m以上の地域を公共交通空白地域として定義をしております。これは、練馬区さんのマスタープランからちょっと引用させていただきましたが、こういった定義のもとに、こういった空白地域を解消することが暮らしとしては代替案としてあるのかなというところで、代替案としましては、大泉街道等におけるバスルートの新設・拡充といったことが挙げられるのかなというふうに考えております。

これは、ちょっと右の図を見ていただきたいと思うんですけども、現状の公共交通空白地域といいますのは、この水色で示している範囲に

なります。この上の図の濃い青の範囲というんですかね、ここに地上部街路が整備されますと、こういったエリアが解消されるというふうにとらえておまして、ここで言いますと、このまま読み上げますが、「地上部街路を整備した場合の公共交通空白地域の解消エリア」といいますのは、最大で約43haと。それから代替案になりますけれども、代替案によります、つまり大泉街道等におけるバスルートの新設・拡充での解消エリアといえますのは34haということで、やはり地上部街路による解消エリアのほうが若干広いというふうなことです。

それと、代替案で示しているものは、新たにバスルートを新設したりということになりますので、当然、これは我々東京都が実現性をお約束できるというものではございませんで、たとえできましても、ちょっと8ページのほうに移って見ていただくとわかるんですが、この参考ということで見ていただきたいんですけども、バスのルートをただ新設すればいいというものではなくて、当然、バス停の改良であるとか、安全性を高めるためには、やはり今よりもよりよい施設をつくるために改良が必要になってくるということもありまして、単純に数字だけの問題ではなくてということもあわせてご説明をさせていただきたいなというふうにご説明しております。

それから、こういった4点、今、非常に雑駁な説明をいたしましたけれども、こういった代替案、これを仮に全部の機能をすべて代替ルートの断面に載せたとした場合、どんな形になるのかなということをつくったのが、この9ページの断面図でございます。この図をご覧いただいておりますが、各機能を全部特化して示しておりますので、例示としては非常に単純化したものでございます。ですから、実際の構成や幅員とはやや異なる部分もあろうかと思いますが、今、申し上げた代替案を代替ルートの断面に落とし込みますとこういった絵になります。

1点だけ、図面上の文字の誤解を招くといけませんので改めて注釈を申し上げますと、真ん中に車道約30mとありますが、これは車道ではなくて道路幅員が30mということになります。下の寸法とちょっと合わせていただくと、これは車道が30mという意味ではございませんで、道路の幅員として30mですということです。ですから、両側の9.5、9.5と合わせまして、約49mという広い道路ということで、当然ながら、現道の幅員を仮に9mとしたとしても、用地買収面積だけで12.6haというような非常に広い用地買収が必要になってくるというふうなことも考えられます。

以上、雑駁ではございますが、代替案についてのご説明を終わりにしたいと思います。

以上です。

司会： 非常に簡潔に説明をしていただいたので、ちょっとわかりにくかった点もあるかと思いますが、外環の2という地上部街路ができることによって得られる幾つかの要素を、その水準で代替ルートでつくるとしたらこんな道路になりますよという、そんな説明なんだろうというふうに聞いて

ていましたけれども、その代替案というか代替機能の考え方がおかしいんじゃないかという議論は、この2グループでちょっとやっていただくとして、全体の質問は、今の説明でちょっとよくわからなかったと。このところ、もうちょっと説明してくれという、そういう資料の単純な説明の補足についての質問があればお伺いします。ご意見は、ちょっと2グループのほうで詰めていただきたいと思いますので。よろしいでしょうか。いいですか。

それでは、ちょっとわかりにくい部分の補足説明は、また2グループのほうで谷本さんと呼んでいただいて、説明をするということにしたいと思います。

それでは、グループなんですけれども、一応、ここに書いてありますように、1グループには、どちらかといえば、道路をつくる場合についてちょっといろいろ意見を言い、考えたいという方に集まっていたいて、2グループの場合は、どちらかといえば代替案を前提に、道路は、この外環の2をやめるとい、そういう考え方で少し検討してみたいという方は2ですね。

3は、どちらかは今のところ決められない、あるいは先ほどから出ているように全く違う考え方で、こういう時代に、こういうときに考えたほうがいいんじゃないかという方は3グループということで、席を移動していただきたいと思います。これは、そこに書いてありますように、自分がこうだということ動いていただいても結構ですし、議論としてここに入ってやってみたいということで、自分の考え方はそのままじゃなくても構いません、途中で何人かの方に席を移動していただくということも可能ですので、ここを1グループにしますね。ここを2グループにしましょう。どこか1つのところに非常に偏った場合は、4つ目のグループに、非常に多くなっちゃったところを半分に分けるかもしれないし、洗い出しですので、その辺は、できれば人数の様子も見ながら移動していただけるとありがたいんですが、ここを3グループにいたします。

それでは、これから5分ぐらいかけて、ちょっと荷物もおありかと思いますが、席の移動をしてください。よろしくお願ひします。

(座席移動)

司会： 席の移動はいいでしょうか。人数もそんなにあふれ返っているわけではないので、途中までやって、何人かの移動したい方は移動していただきたいということを言います。

すみません、ちょっといいですか。そこで何を話していただくかということなんですけれども、確認をいたしますが、こちらの第1テーブルにつきましては、道路が必要と考える理由とか、必要な道路幅員。縮小ということもあり得ますので、幅員の構成。あと、必要な車道以外の緑地等ができますので、そこをどんなふうにするのかというような積極的なご提案を出していただければというふうに思います。周辺のまちづく

りについても、ご意見を出していただければと思います。

この第2グループにつきましては、道路が必要ないと考える理由。あるいは、今、代替機能が説明されましたが、代替機能に対する質問とか、いろいろな提案ですね。そういったことを検討していただければと思います。

第3テーブルにつきましては、決められないという方と、全く新しい考え方を試してみようということでも結構ですので、その辺について自由をお願いします。

それで、東京都の方と練馬区の方と国の方には、リクエストで呼んでいただければ、いろいろ追加の説明等につきまして回っていただくということになっておりますので、手を挙げて呼んでください。

それでは、まずは25分ほど、そのテーブルでいろいろ議論をしてください。

出た意見は、先ほど言いましたように各テーブルでの記録も一応ありますが、基本的にポストイットに書いたものが全部文書として記録になりますので、できればポストイットにご自分で書いてください。ちょっと書けない場合は事務局が書き取りますので、書き取った内容について、「書き取れ」と言っていて、内容について確認をしてください。

それでは、35分まで、そういった論点についてどんどん意見を出していただきます。よろしくをお願いします。

(グループ討議)

司会： 各グループの記録は、ちょっとこういう状況だと録音では無理そうなので、付せん紙に書いたものをテーブルの上に置いた模造紙の上に張りつけていただかないと残りません。貴重な議論の記録が。

今、事務局の方に書いていただいておりますので、書いたものはどんどん貼って行って確認をして、書き漏れがあるものについては、どんどん書き足してください。グループでも発言される方は1人、2人しかできないので、それ以外の方は、じっと黙って聞いているだけじゃなくて、ポストイットに意見を書き残すことは可能ですので、どんどん自らも書いてください。

(グループ討議)

司会： あと20分ぐらい時間をとりますが、ちょっとグループを変わってどんなことが話されているか、ほかのところも聞いてみたいとか、あるいはほかのところへ行って意見を言いたいという方がいたら、ちょっと移動していただいても構いません。そのまま続けていただいても構いませんが、移動したい方は移動していただいても構いません。

記録のほうはお願いしますね。ポストイットに書いていないものは残りませんので。

(グループ討議)

司会： あと5分ぐらいでグループの話し合いの時間を終わりますが、書き出しているポストイットの内容を見て、何か書かれていなかったり、残しておきたいことがあれば追加をしてください。

(グループ討議)

司会： 意見が大体出たようなので、一応、一番最初のやりとりで時間がなくなっちゃいましたので、この記録を整理した上で、次回、また同じテーブルに入っていただいて、このテーブルごとに、何を話したか思い出しながら報告をしていただいて、それで、次回、全体議論をするというような、そんなことで次回のプログラムを考えようかなというふうに思っています。

今日はグループ討議になっちゃったので、傍聴の方には大変申し訳ないことをしましたけれども、次回は全体で議論ができると思いますので、よろしくをお願いします。

それで、ご意見カードをまた書いていただき——袋の中にあるんですよ。黄色い紙にあるようですので、ご意見カードを書いていただくんですが、先ほど構成員Dさんから指摘があった傍聴者のご意見カードの公表の件だったと思いますが、ちょっと東京都の方に公表についての検討をお願いしたいと思いますので、谷本さん、いいですか、そういうことで。検討していただくということで。

都： ご意見カードの公表ですか。

司会： ええ。ほかのところでは、もう検討しているということなので。できれば、ご意見カードに名前も、名前を公表するかどうかということではないんですが、名前も書いていただいた上でのご意見カードだと公表もしやすいと思いますので、その名前を公表はしませんが、書いてもいいという方はできれば書いておいてください。

それでは、ほかにちょっと行政関係の方の補足等がありましたら。

はい、じゃあ。

区： 練馬の交通企画課長の長尾です。

先ほどこのテーブルでも出ましたが、区の防災の考え方というのを、震災を受けた防災の考え方について説明して欲しいというお話があったので、簡単にご紹介します。

練馬区では、今回の3月11日の東日本大震災を受けまして、区として被災地への支援をするということを区長の方針として打ち立てまして、被災地に対して仮設住宅への支援、また避難所への支援ということで、延べで170名を超える職員をこれまでに派遣して、さまざまな手続等を含む復興支援、被災者支援というものを行ってきております。

私も行ってまいりまして、いろいろとつぶさに、その現地の状況であるとか、地域の方々が抱えている、これからの生活に対する不安などなどについて聞いてまいりました。

そういったことをやっていくのと同時に、やはり防災都市づくりということについても、練馬の区民の生命と財産を守るという立場から、きちんと区が考えていかなければいけないだろうということも方針のもう一つの柱として持っております。

震災の被災地では、三陸縦貫道の損傷が少なかったということで、緊急物資の輸送路として早期に啓開されたと。開かれて復旧したというようなこと。また、常磐自動車道が壊滅的な被害、一部道路が流失してしまうような被害まで受けているというような中で、北陸道や東北道がその迂回路として果たした役割が非常に大きいということで、区として道路がネットワーク状に整備される重要性について痛感しているというようなところでございます。

今回の地上部街路の議論に直接関係するかどうかは別として、やはり道路がネットワークとして防災拠点を結び、その避難施設を結んでいくような、区の中で機能的に役割を果たすということが重要だというのが今の区のスタンスで、今後、さまざまな研究を重ねてもっと進めていきたいということです。

またあわせて、密集市街地も区の東部にはありますので、密集市街地の不燃化の促進等についても、鋭意努力をして地域の皆さんのご理解を得ながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

簡単ですが、以上です。

司会： 今日、各グループでこんな形でかなりたくさんの方のポストイットが出ておりますので、これはまだ全体で共有されておられませんので、重ねて言いますが、次回、全体の共有から始めて議論をし、もし議論がし足りなければ、また回数をふやして対応したいというふうに思うんですが、小口さん、そういうことでよろしいですかね。

都： はい。

5 その他

司会： 一応、時間になりますので、事務局より連絡事項ということで、きょうは終わりにしたいと思います。

事務局： ご意見カードを書きながら聞いていただければと思いますが、一応、次回の予定でございますが、8月下旬から9月上旬の間でまた準備をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

司会： 閉会をお願いします。

6 閉会

事務局： では、本日の話し合いの会はこれで閉会とさせていただきます。お帰りの際は、お気をつけてお帰りください。忘れ物等ないように、いま一

度、確認いただければと思います。
本日は、ありがとうございました。

— 以上 —